

## 新潟県教員等育成指標策定の趣旨、経緯等について

平成29年12月  
新潟県教育委員会

## 指標策定の趣旨

- 教育公務員特例法等の一部を改正する法律により、教員等の任命権者（教育委員会等）は、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じてその資質向上を図るための必要な指標を定めることとされた。（平成29年4月1日施行）

《教育公務員特例法等の一部を改正する法律（第22条の3，4）》

教員等の任命権者（教育委員会等）は、教育委員会と関係大学等で構成する協議会を組織し、指標に関する協議等を行い、国の指針を参酌しつつ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じてその資質の向上を図るための必要な指標を定めるとともに、指標を踏まえた教員研修計画を定める。

《法改正の趣旨》

経験の浅い教員が増加する中で、教育課程・授業方法の改革への対応を図るため、養成・採用・研修の各段階を通じて、教育委員会と大学等が協働して教員の資質向上を図るもの。

## 国の指針(概要)

## 1 教員等の職等の範囲

- 校（園）長及び教育公務員特例法第2条第2項に定める「教員」を対象  
 [ 公立学校の校（園）長、副校（園）長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、  
 主幹保育教諭、保育教諭及び講師（任用の期限を付されて採用されている者を除く） ]
- 共通の指標を策定することが可能
- 校長については、個別の指標の策定を検討するなど、他の職とは明確に区別できるよう留意が必要

## 2 職責、経験及び適性に応じた成長段階の設定

- 必ず、新採用教員に対して任命権者が求める資質を第1の段階として設定する。
- 「経験年数1～5年」「第一ステージ、第二ステージ」（参考例）等の成長段階を設定する。

## 指標策定の経緯

平成29年4月	教育公務員特例法の一部を改正する法律の施行
平成29年9月	「新潟県教員等資質向上に関する連携協議会」（以下、「協議会」という。）を設置 ・第1回協議会（9/15） 指標の枠組みを検討 ・第2回協議会（11/14） 指標案を検討
平成29年12月	協議会での協議を踏まえ、指標を策定

## 協議会委員

13名で構成（座長：石井教育次長）

- 大学関係者2人（新潟大学、上越教育大学） ※県内他大学には意見照会を実施
- 教育委員会5人（教育次長、義務教育課長、高等学校教育課長、保健体育課長、教育センター長）
- 校長4人（小・中・高校・特別支援学校長）
- 市町村2人（都市教育長協議会（加茂市）、町村教育長会（田上町））

## 今後の予定

平成30年3月 平成30年度教員研修計画を策定・公表